

わが国の地球温暖化対策の推進に対する意見 (概要版)

2016年4月1日
(公社)関西経済連合会

前文 (基本的な考え方)

- すべての国が参加する枠組み「パリ協定」の採択を大いに評価。政府のこれまでの努力に敬意を表す。
- 「パリ協定」の批准は、米国や中国など主要排出国の動向等、注視して行うべき。
- 「パリ協定」では長期目標も設定されたが、日本は、「約束草案」(2030年度に2013年度比26.0%削減)の確実な達成と、技術・イノベーションによる世界全体での排出削減に貢献することが重要。

1. 地球温暖化対策計画の位置づけについて (長期目標の設定には強く反対)

- 「約束草案」策定時、未検討の事項や積み上げに含まれなかった新たな対策は導入すべきでない。
- 長期目標については、今回の計画に設定すべきではない。今後、時間をかけて検討していくべき。

2. 部門別の地球温暖化対策・施策について

- 策定時に裏付けのあるものとして積み上げられた部門別の対策・施策の着実な実現が重要。
- 産業部門では、削減余地は少なく非常に厳しい目標。(2030年度に向けて約7%削減)
まずはその達成に向けて最大限の努力を行う。
- 民生・運輸部門では、対策計画の中で、責任主体を明確にした推進体制(政府、関係省庁、自治体等)を整備し、PDCAサイクルを回していくべき。(家庭部門 目標:約4割削減、実績:1990→2013年 +53.4%)

3. 分野横断的な地球温暖化対策・施策について

(1) 技術・イノベーションによる地球温暖化対策推進への貢献

- ① 有望分野の選定について (「エネルギー・環境イノベーション戦略」)
 - ・ 選定された重点分野の推進と柔軟な見直し。
 - ・ 除外された分野(原子力、高効率石炭・LNG火力等)の並行した推進。
- ② 推進体制について
 - ・ CSTIによる府省・分野を越えた研究開発推進体制を積極的に適用。
 - ・ 研究開発の地方拠点(特に国立研究開発法人)の機能強化。
 - ・ 公的研究開発法人による長期かつ高リスクな研究開発の先導。
- ③ 税制優遇について
 - ・ 上乘せ型(増加型・高水準型)も含めた研究開発税制全体の恒久化。
 - ・ 研究開発後の成果を活用した製品化のための設備投資について、一定の税額控除。
- ④ 技術・製品の国際展開推進に向けて
 - ・ 三國間オフセット・メカニズム(JCM)やODAの有効活用。

※現行示されている重点分野

- ① システム基盤技術
- ② 創エネルギー(次世代太陽光発電、次世代地熱発電)
- ③ 畜エネルギー(次世代蓄電池、水素製造、貯蔵・輸送、利用)
- ④ 省エネルギー分野(超電導、革新的生産プロセス)
- ⑤ CO2固定化・有効利用(CCU)

(2) エネルギーミックスの実現

- ① 原子力比率22～20%の実現に向けて
 - ・ 安全性が確認された原発の速やかな順次再稼働と、その必要性、重要性の国民・自治体の理解促進。
 - ・ 40年ルールの見直し、新增設・リプレースの方針明確化。
- ② 環境負荷低減を図りながらの石炭火力の活用
- ③ 再生可能エネルギー政策の見直し

(3) 地球温暖化対策推進に向けたベースとなる取組み

- ① 国内排出量取引制度への反対
- ② 地球温暖化対策税の見直しと有意義な活用
 - ・ 用途拡大(森林保全、生態系保護等)の反対。
 - ・ 政府による税収と用途の一元管理による重複や無駄の排除。(その他関連予算を含めた検討も必要)
- ③ 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度について
 - ・ 関連する法令間や地方自治体の条例間における整合性の確保と事業者負担の軽減。
- ④ 国民の理解促進と次世代のエネルギー・環境政策を担う人材の育成
 - ・ 政府としての情報発信の充実。学校教育への落とし込み。(エネルギーミックスや原子力の重要性や必要性等)

4. 関西経済界としての貢献

- 「緩和」と「適応」両面からの貢献(「環境・エネルギー技術・製品事例集」「インダストリアルツアー・プラン」の活用)
- 環境・エネルギーに関わる技術や製品の移転・普及、さらに人材育成の支援